



岐阜県政記者クラブ加盟社各位

令和7年5月22日（木）岐阜県発表資料			
担 当 課	担 当 係	担 当 者	電 話 番 号
技 術 検 査 課	建設業企画監	溝口	内線 4553 直通 058-272-8504 FAX 058-278-2734

入札参加資格停止の措置について

1 概 要

公正取引員会は、機械式駐車装置の設置工事において、独占禁止法違反第3条（不当な取引制限の禁止）の規程に違反する行為を行ったとして、令和7年3月24日、5社に排除措置命令、うち4社に課徴金納付命令を行った。

2 対 応

行政処分を受けた5社のうち岐阜県建設工事等入札参加資格者名簿の登載業者である新明和工業（株）に対し、「岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領」第2第1項及び別表第2第2号の規定に基づき、入札参加資格の停止措置を講じる。

なお、同社は課徴金減免制度適用事業者として公表されていることから、同要領第4第2項の規定に基づき、短縮した停止期間を適用する。

3 停止措置業者

新明和工業（株）（本店：兵庫県宝塚市）

4 停止期間

令和7年5月23日から令和7年8月6日まで（2.5カ月）

5 参 考

○岐阜県建設工事請負契約に係る入札参加資格停止等措置要領（抜粋）
（資格停止）

第2 知事は、有資格業者が別表第1又は別表第2に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、それぞれ同表に定める期間の範囲内で情状に応じて期間を定め、当該有資格業者について資格停止を行うものとする。

（独占禁止法違反等の不正行為に対する資格停止の期間の特例）

第4 （略）

2 知事は、別表第2第2号及び第3号に掲げる措置要件に該当した有資格業者が独占禁止法第7条の4第1項から第3項までの規定により第7条の2第1項の課徴金の減免を受け、その事実が公表された場合にあっては、当該有資格業者の資格停止の期間を、第2、第3（第3項を除く。）及び前項の規定により定める資格停止の期間の2分の1の期間に短縮するものとする。

別表第 2

措 置 要 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 2 業務に関し独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反し、県工事の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	3 カ月以上 5 カ月以内